

フランスの博物館制度と民俗資料の保存活用

The French museum system and the preservation and use of folk materials

宇仁 義和、ベルトン、アリス
Yoshikazu UNI, Alice BERTHON

【研究ノート】

フランスの博物館制度と民俗資料の保存活用

The French museum system and the preservation and use of folk materials

宇仁 義和^{※1}、ベルトン、アリス^{※2}

Yoshikazu UNI, Alice BERTHON

キーワード：博物館法、学芸員制度、コンセルヴァトール、登録博物館、比較研究

はじめに

日本の民俗資料は明治百年記念となった1968（昭和43）年前後に民具を中心に全国的に収集された。博物館の民俗資料は、研究面の裏付けとなる民俗学は独自の問題意識の下に国内で完結する発展を遂げたこともあり海外との比較や外国から学ぶ場面はこれまで少なかったと思われる。フランスには、博物館やコレクションに関する法律が存在し、国家資格である博物館専門職員が存在するなど、日本と比較可能な点がある。フランスは国家予算の配分などから文化大国として知られるが、フランス語が国連公用語であり国際博物館会議（ICOM）では事実上第1言語となっており、博物館の業界ではフランス語自体が世界語である。そのためか、フランスが博物館に関する情報を英語で公開することが少ない。また、日本で知られるフランスの博物館は、ルーブル美術館やオルセー美術館などパリの大規模美術館、またはエコミュゼのような特定の話題に限られ、民俗資料に関する情報はわずかである。

本論は、フランスの博物館とコレクションの制度と運用について概観し、フランスでの民俗資料のコレクション形成と保存活用の実際について情報提供することを目的としている。厳しさを増す、国内状況への参考点を見出しがねらいである。

本論の作成は、フランスに在住する日仏バイリンガルのベルトンがフランスの法制度や参考文献を検索して一部を日本語訳、ドフィノワ博物館での聞き取りと収蔵庫視察を著者共同で実施、宇仁が関連する人類学と民俗学の博物館の実情を調査するとともに日本からの問題意識によって構成する形で行なった。フランス

語の単語は原則として和訳し、原語は〔 〕内に記載しているが、条文などでは本文そのものとした。全体の構成は2023年10月31日に開催した横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」での報告（ベルトン2024）が基となっている。

1. 「フランス博物館」と法制度

1) フランス博物館法と文化遺産法典

フランス博物館法 [Loi sur les musées de France (2002)] については、すでに福井（2004）による解説が出版されているので、本論では出版後に行われた法制度改正に関する補足、そして民俗資料に関連した部分に注目して解説する。固有名詞の翻訳などは原則として福井（2004）に従った。フランスで博物館について、法的枠組みを規定するのは「美術館の暫定的組織に関する1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号」のみという時代が長く続いた後、2002年にフランス博物館法が制定され、2004年に文化遺産法典 [Code du patrimoine] という法体系に組み込まれるに至った（福井前掲書）。日本の登録博物館に相当するものが「フランス博物館」 [musées de France] であり、法律が裏書きする博物館として特別な助成や支援の制度が設けられている。そして「フランス博物館」（以降、本文では「 」無しで記載する。引用ではその限りでは無い）とはフランス博物館法、現在では文化遺産法典の規定によりフランス博物館の名称が付与された博物館である（福井前掲書）。文化遺産法典を参照するには政府の公式サイト Code

※1 東京農業大学生物産業学部

※2 グルノーブル・アルプ大学

原稿受理日：令和7年4月10日

du patrimoine – Légifrance⁽¹⁾ またはフランスを代表する法律情報機関であるフランス法律情報研究所 [Institut français de l'information juridique] が提供する pdf 冊子「Code du patrimoine」2025 年 1 月 1 日版⁽²⁾を用いるのが便利である。文化遺産法典のなかで博物館に関する規定は第 4 卷「博物館」にあり、条文では L.410-1 から L.452-4 までを占める。

なお、フランス博物館法、つまり文化遺産法典第 4 卷の規定は、条文 L.410-1, L.410-3, L.410-4 などからわかるようフランス博物館に限定せず、博物館の全体を対象にしたものである。

2) フランス博物館の定義

日本とフランスでは博物館の定義が条文においても異なっている。文化遺産法典第 4 卷「博物館」の最初の条文 L.410-1 は博物館の定義であり、博物館を「複数の物品から構成され、その保存及び展示が公益性を帯びる恒久的なコレクションであって、公衆の知識、教育及び娯楽を目的に組織化されたものをいう」⁽³⁾ (福井 2004: 101) としており、コレクションが博物館の核心であると明記されている。一方、日本の法令では、社会教育法第 9 条で「社会教育のための機関とする」、登録博物館の定義を記した博物館法第 2 条は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」としており、フランスに比べて日本の法令の博物館の定義は教育や事業の面を重視しているように読める。

続いて博物館の役割を見ると、フランス博物館については L. 441-2 で 4 つの使命 missions を示している。

- a) コレクションを保存、修復、研究、充実させること
- b) より多くの人々がコレクションにアクセスできること
- c) すべての人が平等に文化に接することができるよう、教育および普及のための取り組みを

計画し、実施すること

- d) 知識と研究の発展およびその普及に貢献すること

Les musées de France ont pour missions permanentes de :

- a) Conserver, restaurer, étudier et enrichir leurs collections ;
- b) Rendre leurs collections accessibles au public le plus large ;
- c) Concevoir et mettre en œuvre des actions d'éducation et de diffusion visant à assurer l'égal accès de tous à la culture ;
- d) Contribuer aux progrès de la connaissance et de la recherche ainsi qu'à leur diffusion.

この 4 つの使命の組み立てを見ると、やはり起点となっているのは資料 [collections] である。資料を a) 保存充実させ、b) アクセスを保証し、c) 公共性と教育を提供し、d) 知的豊かさを実現する、と要約できる。資料のための博物館、資料の保存や展示のための建築という発想といえる。ただし、資料の収集については言及がない。

そしてフランス博物館の名称を得るには、上述の 4 つの目的に加え、文化省 [ministère de la Culture] のサイト、命名「フランス博物館」[Appellation « musée de France »]⁽⁴⁾ が示す下の 5 つの基準をすべて満たす必要がある。これらの基準は文化遺産法典の条文で示されたもの以外も含まれる。

フランス博物館法が規定する 5 つの名称付与基準

- 1) 使命への責任：コレクションの保存、修復、調査、充実、一般への公開、教育および普及活動の実施、研究の進展と普及に尽力すること (Art. L. 441-2)
- 2) 地方または国の文化部門の科学スタッフ (コンセルヴァトールまたは保存担当者や学芸補助者) が管理すること
- 3) 独自の教育部門または他の博物館との共同教育部門を有すること
- 4) 収蔵資料の目録を保持すること

- 5) 博物館の主な方向性を示す科学・文化プロジェクト (PSC) を策定すること。
- 1) L'engagement sur les missions : conserver, restaurer, étudier, enrichir les collections ; les rendre accessibles au public ; mettre en œuvre des actions d'éducation et de diffusion ; contribuer aux progrès et à la diffusion de la recherche (Art. L. 441-2.) .
- 2) Être obligatoirement dirigé par un personnel scientifique issu de la filière culturelle territoriale ou nationale (conservateur ou attaché de conservation) .
- 3) Disposer en propre ou en réseau avec d'autres musées, d'un service éducatif.
- 4) Tenir à jour un inventaire de ses collections.
- 5) Rédiger un projet scientifique et culturel (PSC) qui fixe ses grandes orientations

フランス博物館の呼称を得るには、フランス博物館高等評議会 [Haut conseil des musées de France] に申請し、その勧告に従った行政当局の決定を得ることが必要である (L.442-1)。「行政当局」とは文化省遺産建築総局である。

フランス博物館の称号が付与される利点

文化遺産法典 L.410-3 では地方公共団体は博物館コレクションの保存や発展のために国からの財政支援を受けるとなっており、国の文化政策の恩恵は博物館の全体に及ぶ。私立博物館であっても自治体経由で資金援助が可能であろう。これらは博物館の全体を対象にした措置であるが、法令上はそうであっても現実にはフランス博物館に特化した支援策が用意されている。

フランス博物館の称号を得た場合の利点のひとつは資料の保存に関する国からの財政支援や技術支援である。フランス博物館となっても博物館の運営費は県や市、地方圏などの設置者が支出するが（設置者については後述する）、資料保存の技術や複製品の作成については国からの補助金が得られ、国立博物館に保存処理を委託することができるようになるほか、文化省が開催する研修会などへの参加の機会が与えられる。た

とえば、地方博物館修復支援基金 [Fonds régional d'aide à la restauration pour les musées (FRAR)] の支援を受けるにはフランス博物館の呼称を得ていることが条件である⁽⁵⁾。

フランス博物館の呼称については取消の条項も定められている。コレクションの保存と公開が公益に適さなくなった場合、フランス博物館高等評議会の同意を得た後、行政当局の決定により取り消すことができる (L. 442-3)。フランス博物館高等評議会は文化大臣の諮問機関であり、フランス博物館の名称付与の審査をはじめ博物館行政に大きな権限を持っている。博物館高等評議会の委員は、上下両院議員、国および地方公共団体の代表者と美術品鑑定の専門家、公立私立のフランス博物館の代表者、そして利用者団体の代表と規定されている（福井 2004: 103）(L.430-1)⁽⁶⁾。

フランス博物館は名称独占であり、名称が付与されていない施設がフランス博物館の名称を使用した場合は 15,000 ヨーロの罰金が課される (L.442-5)。

設置者と所管

フランス博物館の名称が付与可能な設置者は、国、地方公共団体、非営利法人の 3 つである (L.441-1)。その総数は 2023 年 10 月 25 日現在で海外領土を含め 1222 館にのぼる。設置者による割合は、国立館 5%、公立館 82%、非営利団体立 13% となっている⁽⁷⁾。なお、1,222 館のリストはスプレッドシートや地理的データなど複数の方式で整備され、文化省ページ「Liste des musées de France — ministère de la Culture」⁽⁸⁾からダウンロード可能である。国立博物館は 61 館あり、すべてフランス博物館の称号を得ている、そのうち文化省が所管するのは文化遺産法典の政令 D421-2, 3, 4 に記載された 41 館で、それ以外の国立館は教育省や陸軍省など他の省庁が所管する⁽⁹⁾。Liste des musées de France — ministère de la Culture に掲載の 2023 年 10 月 23 日付けリストを見ると、フランスは中央集権の国として知られているとおり国立博物館の数はパリを中心としたイル・ド・フランス [Île-de-France] 地域圏に集中し、この地域には国立館のうち 37 館があり、うち 28 館がパリ市内に存在すること

がわかる。なお、福田（2004: 103）が記した、①国立博物館 [musée national]、②指定博物館 [musée classée]、③監督博物館 [musée contrôlé] という分類は現在では用いられていない。

博物館の行政所轄部署は以下のようになっている。国では文化省が所管し、遺産建築総局 [Direction générale des patrimoines et de l' architecture] に所属するフランス博物館部 [SMF: Service des musées de France] が実務を行なっている。これは 2009 年に設置されたもので、博物館の相互の連携や資料の貸借、コレクションの保存状況の管理、場合によっては資料を他の博物館に移動させることもある。なお、遺産建築総局の下部組織は、フランス博物館部のほか建築局、フランス政府間省庁公文書管理部、文化遺産部、検査・研究・イノベーション代表部、財務・総務総局、世界遺産ミッションなど合計 7 部局からなっている⁽¹⁰⁾。

フランスの地方行政制度は地域圏 [région、「州」と訳すこともある]・県 [département]・市 [commune、基礎自治体に市町村といった区分はない。本論では市とする] の 3 層制である。かつては、26 地域圏（本土 22・海外 4）、101 県の（本土 96・海外 5）、36,767 市（本土・海外）であった（服部 2013、澤田 2015）⁽¹¹⁾が、2010 年代中頃に地方行政の改革をおこない、コルシカ島を含むフランス本土の地域圏は 13 に統合された⁽¹²⁾。文化省はそれぞれの地域圏に地方文化局 [DRAC: Direction régionale des affaires culturelles] を設置し、国立博物館以外の博物館、つまり地方の博物館行政を所管している⁽¹³⁾。

PSC (projet scientifique et culturel)

上述した「博物館の方向性を定めた科学・文化プロジェクト」PSC は管理運営の道具であり、博物館の中期計画といえる文書で通常 A4 判で 30–40 ページの分量を持つ。内容は、博物館の構成や特徴、加えて博物館が抱えている問題、たとえば収蔵庫の問題や地域との関係構築など課題についても言及する。PSC については、フランス博物館部が立案改定用のウェブページ⁽¹⁴⁾や手引き (Direction générale des patrimoines

Service des musées de France 2020) にまとめている。ウェブページの項目と内容をまとめると次のようにになる。

- ・管理ツールである
博物館のアイデンティティと方向性を定義する
基本的な運営戦略文書
博物館の歴史と展開策についてはビジョンを示す文書
使命の優先順位を特定するもの
- ・共有文書である
関係者全員と共有する文書
戦略的問題点と展望を関係者が認識する文書
広範な政策から決定される博物館活動の工程表
- ・評価かつ事業計画である
博物館の歴史を考慮すること
現実的な展望とすること
意志決定の道具とすること
- ・法的な義務である
文化遺産法典 L.441-2 により義務付け
国の補助金は本文書の事前確認が必要

31 ページにおよぶ手引きには、続けて立案者や立案時期、立案方法、そして博物館の固有性（アイデンティティ）の定義や目標設定、リソースの分析、使用方法といった内容がまとめられている。博物館や地方公共団体にとって PSC の策定は目標を明確にする手段ともいえる。そして博物館の管理主体となっている行政当局が認定して、PSC が正式な文書となる。その後、公立博物館では地方文化局から遺産建築総局に送られフランス博物館部の認可を受ける。国立博物館の場合、認定は文化省フランス博物館部から直接受ける。

認定には関係しないが、PSC はコレクション学術委員会にも送付する。国立博物館は国立博物館コレクション学術委員会 [Commission scientifique des collections des musées nationaux] や公立博物館および団体・財団博物館はフランス博物館コレクション学術委員会 [Commission scientifique régionale

des collections des musées de France] へ。つまり、PSC をとおし、文化財行政当局は個別の博物館を把握するという権力関係が生まれる。PSC はそのような道具であるともいえる。たとえば、PSC の内容によっては遺産建築総局が博物館に対してフランス博物館の名称を外すことも制度上は可能である。フランス博物館が、いったん登録されれば以降は自動的に毎年補助が得られるのではなく、PSC を介して行政当局とは契約のような緊張関係にあることを指摘しておく。

3) コレクションとデータベース

コレクションの廃棄と譲渡

上述のとおりフランスではコレクションが博物館の根幹にある。フランス博物館の場合、コレクション、つまり所有権が博物館や設置者にある資料、言い換えれば所蔵資料は文化遺産法典によって法的な意味を持つ文化財として位置付けられ、目録の作成と 10 年ごとの照合が義務化されている (L. 451-2)。さらに、フランス博物館のコレクションは日本でいう行政財産 [domaine public] にあたり、譲渡不可とされている (L. 451-5)。比較のために文化遺産法典の対象となっている図書館のコレクションを見ると、これは普通財産と行政財産の両方にまたがり、「古く、希少な、又は貴重な資料のコレクション」が行政財産とされている (奈良 2023: 44)。さらには、図書館のコレクションは充実のために「定期的に更新し、改編すべきことを定める条文」も設けられており (奈良 前掲書)、譲渡不可と定期更新という博物館と図書館のコレクションとの根本的な違いが見て取れる。

コレクションの譲渡不可について法律で規定されたのは、2002 年に制定された博物館法が初めてである。同法の制定には 1998 年 12 月に下院議員により結成された調査団による博物館の役割に関する国内外での調査が反映されているという (福井 2004: 101)。

その後、コレクションの譲渡に関する検討がおこなわれ、報告書が提出された (Rigaud 2008)。そこには次の 4 点が指摘されている。

①価値観は時代によって変化する、現在は価値が

不明な資料でも将来的に新しい価値を生み出す可能性を考慮して保存に努め収集するべきである。

②新しい技術が資料の新しい価値を生み出す可能性を考慮すべきである。

③単独では価値が低いと見なされる資料であっても、他の資料を照らす役割があることに留意する。

④資料はコレクションのなかの存在であり、コレクションを分割するのは避けるべきである。

報告書で博物館資料の譲渡を禁止する最も重要な理由は、寄贈者の信頼を失う可能性だった。この状況は現在も変わらず、たとえば、2018 年にフランス博物館の全体で新規収集された資料の約 7 割が寄贈によるものであり、資料の寄贈者は博物館が受け入れた資料は恒久的に保存されると信じている。それが、何年かすると廃棄されてしまったのでは信頼を失うだろう。信頼が失われた結果、博物館への資料の寄贈が無くなれば、フランスの博物館は資料の収集ができないくなる。このような事態を恐れ、フランスは 2002 年の博物館法に資料の譲渡不可を書き込むことになったと推測する。博物館法の制定に至る経緯や背景事情については Commission scientifique nationale des collections (2015) に詳しい。

このように、現在の日本で話題となっている資料の廃棄については、フランス博物館では法制度からは想定外の行為である。ところが、譲渡不可を記す文化遺産法典 L. 451-5 の後段には「これらの資産の機密指定を解除する決定は、フランス博物館高等評議会の同意を得た後にのみ行うことができる」と行政財産からの除籍について定めている。つまり、フランス博物館のコレクションが譲渡不可である根拠は資料の行政財産という位置付けにあり、文化遺産法典は個別の資料について行政財産からの除籍を認めているのである。結果、コレクションから特定の資料を廃棄することは、手続きを踏めば可能である、ただし、寄贈資料や国の補助を受けて公立館や私立館が取得した資料は除籍の対象外となっている (L. 451-7)。資料の廃棄は理論

上可能というだけであり、実際にはフランス博物館のコレクションでこれまで除籍された事例は極めて希で例外的な事例に限られる (Restrepo-Navarro 2022)。他方、海外から収集した先住民の遺骨などについては超法規的な扱いとして議論される場合がある⁽¹⁵⁾。

データベースと公開

フランス博物館の収蔵資料の総数は1億2100万点に上る⁽¹⁶⁾。設置者別に見ると、わずか61館の国立館のコレクションが80,600千点と全体の2/3を占める。残り1/3の40,000千点が1000館以上ある公立館と団体立館のコレクションである。種別による資料数では、最も多いのは自然史資料で全体の83%、11%が考古学、6%にあたる428万点が美術品と技術・産業その他の文化財である⁽¹⁷⁾。

フランス博物館のコレクションは、文化省が運営する共通データベース *Joconde*⁽¹⁸⁾で公開されている。愛称を和訳すればモナリザ、フランス語では *Joconde* と呼ぶ。フランス語ではモナリザを *La Joconde* と発注者の姓で呼ぶことからこの名称となっている。フランス博物館は収蔵資料をここに登録することが奨励されており、2018年からはフランス博物館の関係者が自ら登録できるようになった。ただし、収録数は2025年4月現在で約70万点と少ない。また、自然史資料は *e-ReColNat* という別のデータベースへの登録とされている⁽¹⁹⁾。*Joconde* は文化遺産法典の守備範囲（記念物、写真、有形文化財、建築、彩飾、刻印、絵画、フランス博物館そのもの）を対象とする一覧データベース [Plateforme Ouverte du Patrimoine (POP)]

直訳は公開遺産プラットフォーム]⁽²⁰⁾のなかに置かれている。

コレクションや関連写真などのインターネットでの公開は、個別の博物館や自治体でも進めており、文化省ではリンクページを作成し、数多くの資料データベースを紹介している⁽²¹⁾。これなども日本の文化庁には見られないサービスではないだろうか。

なお、資料について目録への登録は義務である一方、デジタル化は推奨されるもののネット公開を義務付ける文書は見つからない。

収蔵庫の計画

文化遺産法典には収蔵庫に関する直接の条文は無いが、L. 441-2 により 2016年に策定が義務付けられた PSC のなかで収蔵庫計画を示すことが求められている。具体的な内容は前出の「手引き」 (Direction générale des patrimoines - Service des musées de France 2020) に記載されている。例示された検討内容は詳細で、コレクションの状態、保管状況や管理設備、防火や事故予防の対策、管理室と人員といった物理的内容に加え、台帳、写真の有無やデジタル化の状況、コレクションの研究と解説文書など情報面にも及んでいる。日本からすれば大胆と思われるが共有収蔵庫の提案である。ただ、提案はされたが実際にはほとんど行われずにいるらしい。やや古いが「美術館は時代遅れの施設なのか？」 (Gob 2010: 108–109) によると、収蔵庫の共同設置はベルギーの Liege [リエージュ] 市の事例や、パリの郊外にルーブルやオルセーの共同収蔵庫などに見られる程度だという。

4) 学芸員制度

フランスにも日本の学芸員のような国家資格の専門職「コンセルヴァトール」 [conservateur] (コンセルヴァトールやコンセルバトールとも表記される) が存在する。コンセルヴァトールの名称を持つ専門職は、文化財分野 [conservateur du patrimoine] と図書館分野 [conservateur des bibliothèques] の2種類あり、このうち学芸員に相当するのは文化財分野のコンセルヴァトールである。以下、コンセルヴァトールの語は、文化財コンセルヴァトールとして用いる。

コンセルヴァトールが就業する専門分野は、考古学、アーカイブ、記念物と目録、博物館、科学・技術・自然遺産の5分野であり、博物館の外にも広がっている⁽²²⁾。そして職階は、国やパリ市、地方自治体の公務員であり上級管理職とされている。コンセルヴァトールとして働くには、国やパリ市で働く場合は国立文化財研究所 [Institut national du patrimoine (INP)] が、それ以外の地方公共団体については国立公共機能センター [cadre d'emplois des conservateurs territoriaux du patrimoine (CNFPT)] が主催する

選抜試験を経る必要がある。試験は上述の専門 5 分野で実施され、INP で 1 年半の研修を受けた後に実務に就く。研修は、公立博物館や自治体の文化管理局などに勤務する地方公務員では、INP と国立地方研究学院 [INET: Institut national des études territoriales] で 18 か月間おこなわれ、INP では専門知識や技術と研究活動、INET では自治体の知識や組織運営に加え就業の支援を受ける。インターンの機会は国内 3 回国外 1 回の計 4 回あり、地方自治体の地域文化部門に 1 か月、文化財部門 5 か月、海外実習 7 週間、専門外分野の経験 4 週間などとなっている⁽²³⁾。ただし募集人数は極めて少なく、2024 年の場合、国家公務員とパリ市職員で 27 名、その他の地方公務員 21 名の計 48 名で、このうち博物館での募集は前者 7 名、後者 8 名の計 15 名であった⁽²⁴⁾。

フランスでは博物館専門職に関する国家資格はコンセルヴァトールだけである。ただし、コンセルヴァトールには名称独占はあるが業務独占ではなく、コンセルヴァトールは博物館や遺産関連施設で働く上級公務員としての資格であり、博物館での専門職を直接意味するものではない。医師のような一般には禁止の行為が特別に許されるような免許でもない。任用資格とも異なる。実際の博物館の専門職員はコンセルヴァトールが担う場合もあれば、その資格が無い者が担う場合もある。つまり、一定の研修を収めた名称独占を持つ上級職員の称号といえる。もちろんルーブル美術家のように、博物館資料に関する専門職員のすべてがコンセルヴァトールの場合もあるが、それは個々の博物館の方針による結果と捉えるべきだろう。

2. 民俗資料をめぐる議論と民俗系博物館の変遷

1) 国立の民俗資料の収集と変遷

ヨーロッパでは、地方の民俗文化に注目して農村から住宅や民俗資料を収集する博物館が北欧や中東欧を中心に 1800 年代後半に始まる。この動きは民芸品や括弧付きの伝統、国民風景としての農村景観の発見、ひいては国民意識の醸成につながった。このような博物館の代表がスウェーデンのスカンセン

である (Thiesse, 2001: 159–228、ティエス 2013: 193–233)。それに対し、フランスの国民統合は地域的な文化よりも理想や理念を基礎に実現しており、民俗文化への関心は低くむしろ冷遇されていた。フランスで民俗文化が注目され博物館で地方文化の展示が本格化するのは 1970 年代のことであった (Bromberger 1996: 9–23)。

フランスの国立博物館のなかで人類学の博物館の始まりは、1878 年のパリ万国博覧会の会場跡地に設けられたトロカデロ民族誌博物館 [Musée d'ethnographie du Trocadéro] で 1882 年に設立された。この博物館が改組移転し、1937 年に設立されたのが人類博物館 [Musée de l'Homme] である。フランスでの民俗資料の国立博物館による収集は、その内部組織として同年に発足したのが民芸民間伝承博物館部門 [département des arts et traditions populaires] に始まる。これが後年に国立民芸民間伝承博物館 [Musée national des arts et traditions populaires (MNATP)] として独立、初代館長が国際博物館会議 (ICOM) の初代事務総長を務めたジョルジュ＝アンリ・リビエール [Georges-Henri Rivière] であった⁽²⁵⁾。

同館が独立した博物館となったのは 1972 年のこととで、パリ西部のブローニュの森に移設開館した。開館当初から「民のルーブル」[Le Louvre du peuple] と呼ばれ (Michel 1972)、高い評判を得ていた (Segalen 2019)。そして博物館のコレクションは、共同調査を行ない産業化以前の資料を大量に収集し、それを 1 つの単位として展示するという方式「unités écologiques」を作り出した。展示としては再現ジオラマと類似しており、何かに関連した資料を全て収集して再現展示するという方式である。これは当時としては新しい考え方と実践であり、この展示方法や博物館構想は国内の地方博物館に大きな影響を与えた (Segalen 2019)。

その後、国立民芸民間伝承博物館は伝統的な民具に加え、消費社会で出現してきた資料も収集対象にしてコレクションを充実させていったが、入館者の減少が顕著となり存在意義に疑問が持たれるようになる。そ

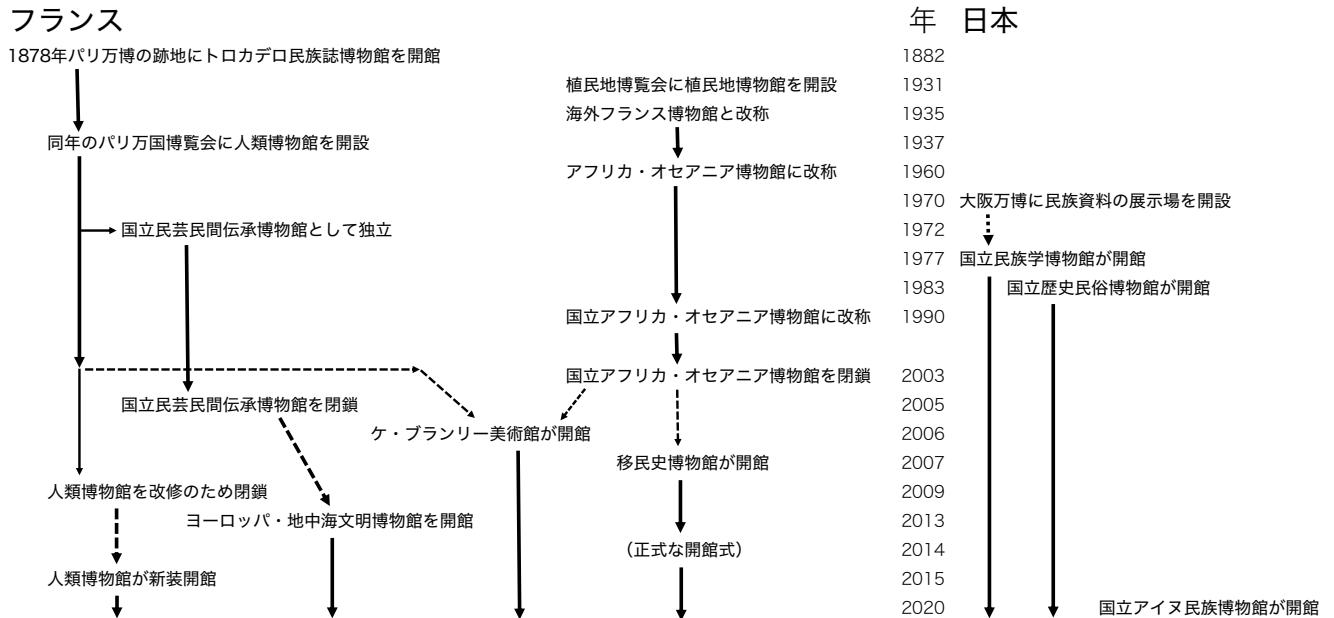


図1 フランスと日本の国立の文化人類学と民俗学の博物館の系統。矢印はコレクションの継承や移管を示し、太さは資料の相対的数量を表す。点線部分は休館中や開館準備中の期間

して、国立民芸民間伝承博物館は「役割を終えた」として2005年に閉館、コレクションは後継施設となるヨーロッパ・地中海文明博物館に移管された (Segalen 2019)。

ヨーロッパ・地中海文明博物館 [MUCEM: Musée des civilisations d'Europe et de Méditerranée] は、国立民芸民間伝承博物館の資料を引き継ぎ、地中海に面したマルセイユで2013年に開館した博物館である。国立博物館が地方に移転した最初の本格的な試みであり、現代におけるヨーロッパと地中海の文明に焦点を当てている。民俗資料の集中保存の中心的役割を担う博物館であり、フランス一国の範囲を超えて地中海周辺の物質文化、それに加えて産業社会や都市文化を象徴する資料などを収集展示している。展示の特徴は、資料を使用時の様子から切り離し、個別の標本のように陳列していることがある。日本でいえば国立民族学博物館の展示に近い。

人類博物館の収蔵資料のうち、海外の資料はケ・ブランリ美術館 [Musée du quai Branly] に移転され、同館の主要なコレクションとなっている。同館の資料

にはもう一つの由来がある。パリでは1931年に植民地博覧会が開催され、その建物は博物館として幾度の変遷の後 (松岡 2012)、2007年からは移民史博物館 [Musée de l' histoire de l' immigration] の名称で公開されている⁽²⁸⁾。つまり、ケ・ブランリ美術館には、植民地博覧会の流れをくむ収蔵品も移管されている。そして人類博物館はトロカデロ宮殿に現存し、2025年現在の展示は地域や民族ごとではなく資料の機能での分けになり、個別の民族の特殊性は抑制され全体として人類の多様性を表現する構成となっている。

1970年代以降現在まで、フランスでは自国文化を対象にした民俗学の博物館や異文化を集めた人類学の博物館が、時代について名称や展示内容を変化させたことが明らかである。日本ではこの半世紀の間は国立民族学博物館と国立歴史民俗博物館の2館体制が続いた。その後の人類学や民俗学に関する国立博物館の新館設立は、2020年7月の国立アイヌ民族博物館が初めてで、既存2館が展示内容を大きく変えることかった日本とは対照的である (図1)。

2) ドフィノワ博物館の事例



写真1 ドフィノワ博物館の民俗展示室。資料点数は少なくアルプスの暮らしに特化している



写真2 ドフィノワ博物館の民俗収蔵庫。日本と同様に民具が多数収蔵されている。
右はロシニョール社から寄贈されたスキー

2025年3月7-8日にフランス南東部のドフィノワ博物館 [Musée dauphinois] を訪問、民俗資料の管理担当者の氏からコレクションとデータベース、そして人員について聞き取りを行なったので、その結果を交えて紹介する。

ドフィノワ博物館は中世から続いた修道院の建物を利用した県立博物館で、フランス南東部にあるオーヴェルニュ=ローヌ=アルプ [Auvergne-Rhône-Alpes] 地域圏イゼール [Isère] 県グルノーブル市 [Ville de Grenoble] に位置する。元はグルノーブル市立の博物館であったが、1991年からイゼール県立となり、それ以降に常設展示の中心をアルプスの暮らしを中心据えるようになった。イゼール県は、イタリアからの移民が多い時期が19世紀の終わり頃や第二次世界大戦後など何回かあり、それがきっかけとなった新し

い文化も生まれたため、市立博物館の時代から移民に関連した企画展を複数回開催している⁽²⁹⁾。

ところが、移民文化の資料はイタリアなど外国由来であり、古くからの住民にとっては自分たちの文化財とは思えず民俗文化財としての納得が得らないものだった (Guibal 2006)。この博物館はフランス博物館であり、目録に搭載された資料は法的コレクションとなり原則として譲渡不可能になる。北アフリカの企画展示に際し、収集資料の目録搭載は熟考する必要があると博物館関係者は認識するようになったという (Duclos 2012)。

一方、現在の常設展示は典型的な郷土博物館の内容で、先史時代の考古学的知見から始め、地域の歴史を概説、その後に近代の民俗展示室へとつなげる。展示はグルノーブル周辺のアルプスの暮らしに焦点を絞

り、最初に出会うのは電化動力化以前のアルプスでの生活である。展示資料の点数は比較的少なく、アルプスでの牧畜や農耕に特異的な民具が中心である。具体的には木製の橇に乗せた羊飼いの休憩小屋、橇に車輪を付けたような荷物台などがある（写真1）。日本では時に鍬や鋸で見られる同一目的の資料を多数展示して微細な差異を見せるような展示は無く、類似した展示はカウベルなど意匠の多様性を見せる内容である。加えて異なる来歴の資料で構成した部屋の再現が目立っている。次は地域が工業発展を遂げるきっかけとなった水力発電を用いた産業による暮らしの変化で、合わせて海外への移民移出が示される。

展示点数こそ少ないものの収蔵庫には鍬や鋸などの農耕耕耘の道具や馬具は大量に保存されている（写真2）。形態の多様性も大きい。唐箕やイゼール県が発祥で現在も本拠を置くロシニョール社のスキーなどもある。収蔵資料からは民具の形態から探る生活文化の違いなどのテーマで展示することは簡単であろう。それでも展示はテーマを限定し、資料もそれに見合ったものだけを厳選している。所蔵資料の網羅的な展示ではない、少なくとも所蔵品リストから導いた展示ではないことは確かである。収蔵庫にある大量の民俗資料は整理済みで、2025年現在は数年後に始まるイゼール県の合同収蔵庫への移転を見据えた再整理の最中にある。しかし、収蔵資料のほとんどに今後の展示の予定はなく、研究を中心業務とするスタッフも配置されず資料は死蔵の状況にある。少ない人数で運営している博物館からすれば全ての資料の保存管理を続けるのは過大な業務量であり、日本の地方博物館と同様の状況といえる。

他に同館で日本の民俗展示や近世近代の展示と異なる点は、行政的な変遷は扱わない、文字資料はわずか、この2点である。逆に言えば、日本の博物館の展示は文書資料の扱いが大きく、生活文化の変遷と行政が一体として認識されている。やや唐突かも知れないが、ここでいう文字資料には木製やホーロー製の看板や工場学校の銘板なども含まれる。これら文字を基盤にした特徴的な看板は収蔵庫には見られなかった。文字が

記された看板を扁額と同様に大切に扱い、博物館でも重要な展示資料として扱うのは、文字に神性を見出す日本を含む漢字文化圏の特徴かも知れない。

3. 考察：日本が参考にすべき点とは

1) 法定コレクションと民俗資料

本論が念頭に置いている民俗資料は美術作品とは異なり、それ自体に美的価値を有することは少なく、金銭的な価値も低い。よって、民俗資料を積極的に収集保存することや、民俗資料コレクションに法的な意味を持たせるには相応の理由や合意が必要となる。コレクションの形成には、対象の選択、資料の収集、保全または保存、という3段階がある。さらに法的な意味を持つコレクション、つまり国の経費の支出も可能となるコレクションを本論では「法定コレクション」と仮称する。

フランスでの状況を鑑みると法定コレクションの成立には、収集保存の対象となる対象の選択・収集・保存のそれぞれで、①学術的意義、②政治的意味、③社会的合意、の3つの価値が必要という仮説を提起しておく。特定の資料に対し、自分の文化を表象しているという認識と納得が得られない資料では法定コレクションには選定されず、選定されたコレクションも場合によっては議論の末に外されてしまうだろう。コレクションは次世代が受け継ぐ資料であり、自分たちの文化を表象していると思えない場合、保存継承する合意が得られない。

2) フランスの博物館世代論と民俗資料

続いてフランスの博物館が直面してきた、民俗資料を法定資料化するにあたり生じてきた議論について、先行研究をまとめてみたいフランスの博物館の世代論（Hubert 2012: 118–127）を援用して民俗系の博物館の特徴を描くと次のようになる。

第1世代の博物館は人類学や民俗系の博物館が多く生まれた19世紀の後半から20世紀の初頭の博物館である。フランスの国立博物館では、トロカデロ民族誌博物館や人類博物館が該当する。この時代では地方史や郷土史に関心を持つ知識人など研究会を組織し

て、そこで収集資料を選択していた。つまり、①対象の選択、は地方知識人によって行われていた。次の政治的意義は地域の文化特性への関心や形成のために文化財を収集することにあった。資料収集の意義とは、産業化とともに失われていく物質文化を確保することであり、住民もその意義を認めるという社会的合意があった (Hubert 2012)。第1世代の博物館は1960–1970年代の日本と同様、現代化で失われつつあった民俗資料を収集保存し文化財を生み出したといえる。

第2世代は戦後、1970年代のフランスの高度経済成長期「栄光の30年間」[Les Trente Glorieuses]の終わり頃の博物館である。国立民芸民間伝承博物館の影響によって地方博物館の収集資料への関心が高まり、収集と展示が変化した時代である。変化とは、学術的な視点から資料収集や調査研究が実施されるようになったことで、民俗資料についても過去からの変化を示した「証拠資料」[objet témoin オブジェ・テモアン] (Gabus 1975)など新たな定義も生まれ、地方公共団体も博物館の社会的役割に気付いた時代だった。戦後の社会の再構築や地方への関心といった政治的意義も新たに現れ、民俗資料が大量に集まる結果となった。収集資料は依然として産業化以前の道具や用具が多く、これらの資料は地域の文化を表象するものであり、その地方の博物館が収集保存することに納得が得られた時代であった。

1970年代は農業国でもあるフランスでも農家が徐々に減少、機械化が進み、古い農具などは次第に使われなくなった時期にあたる。地方の住民には、日本の民具に相当する道具や用具が文化財であるとの認識はこの時代には存在していた。一方、研究者の間や国立の博物館では、1970–1980年代でも庶民の文化を文化財として位置付けることに関して議論が続いていた。前述のとおりフランスでは博物館による民俗資料の収集は遅く、国立博物館は美術館が主体である。国立博物館の関係者の間では、庶民文化、民の資料をモナリザと同じ文化財として認識することが可能なのか、そういう議論が行われていたのである。他方、

資料に対する視線が変化し、資料の美化、審美的価値の発見にもつながってきた時代でもあった。研究者や国立博物館が民俗資料の保存への合意は、滅びの美という観点からやっと得られたのだという (Pizzorni 2012: 34, 41)。ところが、この時代から収蔵庫問題が明るみとなってきた。この状況は以前から認識されていたのだが、民俗資料の保存への理解は得られていたので問題視されず、結果として議論されずにいた (Hubert 2012: 121)。

第3世代は1990年代以降に現れる。1990年代になると、民俗資料による収蔵庫も圧迫が増大、加えて博物館に期待される役割や存在意義にも変化が生じる。ここでの変化が大きく、第3世代といえる地方博物館が生まれてきた。その特徴は、企画展示の重視、研究や調査よりも教育活動の充実にあった (Hubert 2012)。地方博物館が消え去った生活文化という過去の文化を展示するようになり、現在の地域像の表象ではなくなってしまった。民俗展示が歴史博物館のようになってきたなかで、教育活動を重視して現代の問題と向き合う博物館象、フォーラムとしての博物館という類型が生まれた (Drouquet 2015: 89–92)。1990年代は博物館関係者の間で現代の物質文化への関心が高まり、収集対象となるのが都市文化、消費社会の資料へと変化したのである。そして改めて議論が始まったのが文化財の基準や価値であった。民俗資料でも、かつては農村や漁村などの地域独自の道具や用具であったが、地域性の無い物品や使い捨ての容器へと拡張していった。象徴的なのがピザハットの箱である。ピザの箱は、食文化が変化したことを表象するものではあるが、地域文化からは離れすぎている。住民からすれば自文化の文化財、地域を表す文化財とは思えない資料が収集されるようになった (Benkass 2012: 92–97)。

フランスの博物館による民俗資料の収集は、時代の変化によって対象とする資料が変遷してきた。加えて歴代の大統領の方針もあり、上述のとおり既存の人類学や民俗学の博物館も廃止や再編、新設が続いた。日本では博物館は知事選挙の争点となつても国政では

まったく話題とならない。政治による意志決定ではなく、民意を介さない行政が付与する施設という意識なのだろうか。

明治百年前後、高度経済成長期の生活の変化を受けて収集された民俗資料は、歴史民俗資料館の補助事業の裏付けもあり、ここでいう法定コレクションに近い。民俗資料に廃棄の話題がつきまとるのは、法定コレクションとしての意味が失われつつあることの表れではないか。民俗資料、とりわけ民具の価値の説明が高度経済成長期に生じた過去の暮らしへの郷愁に留まっている。これでは現在に生きる大多数人からの理解や信任は得るのは難しいだろう。民俗資料の維持継承には、上の3つの価値、すなわち学術的意義・政治的意義・社会的合意について開かれた場で確認する作業が必要と考える。

日本で明確に法定資料といえる民俗資料は重要有形民俗文化財である。物件の指定は、収集当時の関係者の価値観と専門家による学術的な判断による。政治的意義や社会的意義を議論する仕組みや実践が不足しており、それが今日になって資料廃棄の動きの背景にあるとのではないか。議論や議論への参加機会の不足は指定文化財への理解不足や関心の喪失を生む可能生がある。そして議論は指定時に終えるのではなく、10年後20年後に改めて価値の確認や新たな価値付けなどを目的に永く継続すべきと考える。

おわりに

明治百年を見据え1960年代に日本全国で進められた民具の収集と歴史民俗資料館の建設事業は、今から見れば空前前後の国家事業としての民俗資料収集であった。1970年代以降、フランスでは移民の増大や文明圏の再考から民俗資料の再定義が進められ、国立博物館も内容や立地を変化させてきた。一方、日本は高度経済成長期の手法と価値観が今も民俗資料と博物館を支配しているように見える。その結果、かつては国家的事業として行われた民具収集や展示が現在では顧みられず、リソース不足を理由に廃棄の対象にさえなっている結果を招いた。

2018年に鳥取県の北栄町歴史民俗資料館（北栄みらい伝承館）が資料の移譲や廃棄を前提にした「お別れ展示」⁽²⁷⁾、2024年7月には奈良県立民俗博物館の資料に対する山下真知事による廃棄処分も含めて検討という発言⁽²⁸⁾、など、現在の民俗資料は廃棄処分が話題で注目を集めている。日本の博物館にとって民俗資料の収集と保存の見直しは喫緊の課題であることは明白である。そのために、半世紀以上放置してきた民俗資料の価値や収集の意義について、学術的意義、政治的意義、社会的合意、この3つを問い合わせることが必要である。フランスの半世紀におよぶ実験や実践には学ぶ意味があると考える。

なお、本論のために観覧した博物館の展示については、下のウェブサイトで紹介している。

フランスの博物館めぐり 2025

<https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/framuse/framuse.html>

謝辞

収蔵資料やデータベースについて詳しく教えていたいたドフィノワ博物館のシャンボン[Marie-Andrée Chamnob]氏にお礼申し上げる。本報告に至る調査は科研費基盤研究C（課題番号：23K00959）の助成を受け行われた。

註

※ウェブページの閲覧はすべて2025年4月9日

(1) Code du patrimoine - Légifrance

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074236/

(2) Code du patrimoine

<https://codes.droit.org/PDF/Code%20du%20patrimoine.pdf> 7.9 MB

(3) 現行の条文は福井（2004）が引用した当時とはごく一部に違いがあるが、日本語訳としては福井（2004）を用いても問題がないと判断した

(4) Appellation « Musée de France »

<https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/>

protections-labels-et-appellations/appellation-musee-de-france

(5) Aide à la restauration et la conservation préventive des collections des musées de France (FRAR) | M
<https://www.culture.gouv.fr/catalogue-des-demarches-et-subventions/subvention/aide-a-la-restauration-et-la-conservation-preventive-des-collections-des-musees-de-france-frar>

(6) Légifrance – Publications officielles – Journal officiel – JORF n° 0263 du 13/11/2022
<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=KJptZXUpSRC7ZgxNy18HFT7-g50EvAXx12PjZ0zX1NY=>

(7) Qu’ est-ce qu’ un musée de France ?
<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Qu-est-ce-qu-un-musee-de-France>

(8) Liste des Musées de France — Ministère de la Culture
https://data.culture.gouv.fr/explore/dataset/liste-et-localisation-des-musees-de-france/information/?disjunctive.departement&disjunctive.region_administrative

(9) Les musées nationaux / le réseau des musées détenteurs des collections nationales
<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/musees/Les-musees-en-France/les-musees-de-france/les-musees-nationaux-le-reseau-des-musees-detenteurs-des-collections-nationales>
このページに記載のとおりフランスの国立博物館は独立行政法人に相当する公施設法人 Etablissement public と省 庁 所 轄 の Service à compétence nationale (長嶋 2024: 141) に二分される。

(10) La direction générale des patrimoines et de l’ architecture
<https://www.culture.gouv.fr/nous-connaître/organisation-du-ministère/la-direction-générale-des-patrimoines-et-de-l-architecture>

(11) 澤田 (2015) は地域圏を 27 (本土 22・海外 5) としている。自治体の変遷や権限については自治体国際化協会 (2009, 2024) に詳しい

(12) 在日フランス大使館ウェブページ「フランスの地方制度改革 – La France au Japon」
<https://jp.ambafrance.org/article10916>

(13) Les conseillers pour les musées | Ministère de la Culture
<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees/pour-les-professionnels/travailler-en-reseau/les-conseillers-pour-les-musees>

(14) Le projet scientifique et culturel d’ un musée de France | Ministère de la Culture
<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees/pour-les-professionnels/construire-un-musee/creer-un-musee/Le-projet-scientifique-et-culturel-d-un-musee-de-France>

(15) たとえばマオリの遺骨返還に関する議論。CSNC_Rapport-au-parlement
https://www.icom-musees.fr/sites/default/files/2019-02/CSNC_Rapport-au-parlement.pdf

(16) Musées | Ministère de la Culture
<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees>

(17) Les musées nationaux / le réseau des musées détenteurs des collections nationales
<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Les-musees-nationaux-le-reseau-des-musees-detenteurs-des-collections-nationales>

(18) Joconde, catalogue collectif des collections des musées de France | Ministère de la Culture
<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees/Les-musees-en-France/les-collections-des-musees-de-france/joconde-catalogue-collectif-des-collections-des-musees-de-france>

(19) Homepage – e-ReColNat Infrastructure (英語)
<https://www.recolnat.org/en/>

(20) POP - Plateforme Ouverte du Patrimoine -
Ministère de la Culture
<https://pop.culture.gouv.fr>

(21) Catalogues en ligne de collections / musées de France | Ministère de la Culture
<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees/les-musees-en-france/les-collections-des-musees-de-france/decouvrir-les-collections/catalogues-en-ligne-de-collections-musees-de-france>

(22) Devenir conservateur du patrimoine ou conservateur territorial du patrimoine par voie de concours
https://www.inp.fr/sites/default/files/media/2023-08/documentation_concours_conservateurs_du_patrimoine_2023.pdf

(23) Plaquette_conservateurs_patrimoine_territoriaux
https://inet.cnfpt.fr/sites/default/files/2020-07/Plaquette_conservateurs_patrimoine_territoriaux.pdf

(24) repartition_des_postes
https://www.inp.fr/sites/default/files/media/2024-03/repartition_des_postes.pdf

(25) Musée national des Arts et traditions populaires (Paris) (FranceArchives)
https://francearchives.gouv.fr/fr/authorityrecord/FRAN_NP_009922

(26) 1993年のギリシャ人に関する展示、1997年のアルメニア人、1999年のマグレブ人、2003年の北アフリカ帰還者 (Duclos 2006: 91-105)、そして2011年のイタリア人に関する展示
Les expositions depuis 1958 | Portail des Musées
<https://musees.isere.fr/page/musee-dauphinois-les-expositions-depuis-1958>

(27) 朝日新聞 2018-9-4 「糸車ほしい…民具の処分告知に希望者殺到 鳥取の資料館」、2018年度「文化資源学フォーラムの企画と実践」履修生 (2019)などを参照

(28) 2007年の開館時の名称は国立移民史シテ (Cité nationale de l'histoire de l'immigration: CNHI) で2012年に現在の名称に改称された。

(29) 令和6年7月10日(水曜日)知事定例記者会見 / 奈良県公式ホームページ
<https://www.pref.nara.jp/66893.htm>

引用文献

澤田美和 2015「フランス地域圏の行方」『人文社会科学論叢』24: 133-141. 宮城学院女子大学人文社会科学研究所.
https://www.mgu.ac.jp/research/library/publication/pre_jinshaken/no24/

自治体国際化協会編 2009『フランスの地方自治. 自治体国際化協会』東京. 160pp.
<https://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf> 2.5 MB

自治体国際化協会 (CLAIR) パリ事務所編 2024『フランスの地方自治: 令和5年度(2023年度)改訂版』自治体国際化協会パリ事務所, パリ. 215pp.
https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_France.pdf 4.4 MB

ティエス, アンヌ=マリ 2013『国民アイデンティティの創造』勁草書房, 東京. 327+37pp.

長嶋由紀子 2024「フランスの文化政策 文化的民主主義の確認、レジリエンスから変動する未来へ」『令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」報告書』: 124-155. 文化庁政策課, 京都. 193pp.
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/94076501_01.pdf 5.6 MB

奈良詩織 2023「フランスにおける公共図書館及び公読書に関する法律」『外国の立法』295 (2023.3) : 35-56. 国立国会図書館.
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12650661>

服部有希 2014「フランス: 単一国家における分権化改革」『21世紀の地方分権: 道州制論議に向けて: 総合調査報告書』(調査資料 2013-3) 国立国会図書館調査及び立法考查局, 2014, pp. 98-101.
<https://dl.ndl.go.jp/view/download/>

digidepo_8434101_po_20130308.pdf?contentNo=1
 福井千衣 2004 「フランスの博物館と法制」『外国の立法』
 222 (2004.11) : 100-122. 国立国会図書館。
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000431_po_022205.pdf?contentNo=1

ベルトン, アリス 2024 「フランスの博物館制度と量産品資料の扱い」『横浜フォーラム 2023 「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」報告書』民俗資料保存活用研究会, 網走. 95pp.
https://nodaieweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/yokohama_report_all.pdf 24.1 MB

2018 年度「文化資源学フォーラムの企画と実践」履修生
 2019 『第 18 回文化資源学フォーラム「コレクションを手放す—譲渡・売却・廃棄」』
https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/pdf/forum18_report.pdf 62.4 MB

松岡智子 2012 「シラク政権下におけるもう 1 つの美術館構想—国立移民史博物館をめぐって」『倉敷芸術科学大学紀要』17: 37-48. 倉敷芸術科学大学.
<https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/forum/forum18.html>

Battesti, Jacques (ed.) . 2012. *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Le Festin, 399 p.

Benkass, Zahra. 2012. «Le tri: un enjeu scientifique pour l'évaluation des objets de musées contemporains», in Battesti. Jacques (ed.) , *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Le Festin, pp. 92-97.

Bromberger, Christian. 1996. «Ethnologie, patrimoine, identités : Y a-t-il une spécificité de la situation française ? in Fabre Daniel (ed.) , *L'Europe entre cultures et nations*, Paris, Éditions de la Maison des sciences de l'homme, pp. 9-23

Commission Scientifique Nationale des Collections. 2015. *Annexes : première partie-Documents de référence*, fascicule n° 2, 40 p.

Direction générale des patrimoines Service des

musées de France. 2020. *Le Projet scientifique et culturel d'un musée de France*, 31 p.

Drouquet, Noémie. 2015. *Le musée de société. De l'exposition de folklore aux enjeux contemporains*, Paris, Armand Colin, 252 p.

Duclos, Jean-Claude. 2006. *Cent ans! Musée dauphinois 1906-2006*, Musée dauphinois, Grenoble, 107 p.

Duclos, Jean-Claude. 2012. «Actualité et obsolescence des collections dans les musées dits de société» in Battesti. Jacques (ed.) , *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Le Festin, pp. 74-81.

Gabus, Jean. 1975. *L'objet témoin : les références d'une civilisation par l'objet*, Neuchâtel, Îles et Calendes, 330 p.
<https://archive.org/details/lobjettemoinlesr0000gabu/page/22/mode/2up>

Gob, André. 2010. *Le musée, une institution dépassée?* Paris, Armand Colin, 160 p.

Guibal, Jean, «Cultures régionales et minorités culturelles», in Benkirane, Réda & Deuberziegler Erica (dirs.) , *Culture & Cultures*, Suisse/Genève, Gollion/MEG, pp. 309-319.
https://cch.um6p.ma/wp-content/uploads/2023/09/Culture_Cultures_Tabou3.pdf

Hubert, François. 2012. «La collecte contemporaine et les musées de territoires», in Battesti, Jacques (ed.) , *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Le Festin, pp. 118-127

Michel, Jacques. 1972. «Ouverture du musée des arts et traditions populaires», *Le Monde*, 03/02/1972.
https://www.lemonde.fr/archives/article/1972/02/03/ouverture-du-musee-des-artset-traditions-populaires_2382725_1819218.html

Pizzorni, Florence. 2012. «Le contemporain du MNATP au MUCEM, une articulation entre recherche

et patrimonialisation», in Battesti, Jacques (ed.) , *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Le Festin, pp. 32-44.

Restrepo-Navarro, Paulina. 2022. «Suppression de la Commission scientifique nationale des collections : un aperçu de la nouvelle procédure administrative de déclassement», *Droit, patrimoine & culture* [オンライン研究ブログ].
<https://doi.org/10.58079/nwaz>

Rigaud, Jacques. 2008. *Réflexions sur la possibilité pour les opérateurs publics d'aliéner des œuvres de leurs collections*, 48 p.
<https://www.vie-publique.fr/files/rapport/pdf/084000071.pdf>

Segalen, Martine. 2019. «Le Musée national des arts et traditions populaires. 1936-2005. Récit d'un brillant fiasco, Première partie : Une si longue naissance (1880-1980)», in BEROSE *International Encyclopaedia of the Histories of Anthropology*, Paris.
<https://www.berose.fr/article1685.html>